

〈研究ノート〉

本宮権現祭礼について — 神輿、町へ —

吉積久年

享保十七・十八年（一七三二・三三）の大飢饉前後の不況停滞の時代を徳山毛利家文庫「御蔵本日記」を通して考察するとき、徳山町にある本宮権現において面白い動きが見られたのでここに紹介してみたい。

本宮権現は、徳山町の西、東西を結ぶ山陽道の松林の海浜、江田丁にあった。現在は熊野神社という。

『防長寺社由来』寛延三年（一七五〇）の書上げ（第七卷・二一六頁〈山口県文書館、一九八六年〉）に、「当社祭礼九月九日、毎歳神事、磯の東俵松ト申所へ御旅所懸ケ申候事」とあり、御神幸が既に恒例化していた時期の話が記述されている。が、御神幸は元文四年（一七三九）に始まったばかりであり、まだ十年余りしか経っていないことになる。

祭日は九月九日（重陽の節句）である。

宝暦二〜六年（一七五二〜五六）、藩は景気浮揚策として、遠石祭市の前例をもって権現祭礼にあわせ、九月九日〜十八日の十日間、祭市を催したが不調に終わっている。宝暦三〜五年には西の富田古市でも祭市が開催されたが、これも極短命だった。⁽²⁾

（史料 1） *元文三年（一七三八）九月八日条

一本宮権現神事、毎歳祭礼之節神輿御幸之儀、左之通以書附願出候通、黒川十右衛門書付指出候

御願申上候事

一 先年御還府之時分乍御恐御出世為御立願、

本宮大権現江三丁之中より御輿寄進仕、九月九日御祭礼御神事仕候様に御立願仕置申所困究之氏子に而御座候故、色々吟味仕

候得共就成仕兼打過申候、然所に三丁より
年来日参仕、散錢等取集少々志ヲ以漸々纒
之御輿壳体買得仕程之吟味曾々相成候間、
御免被仰付被遣候ハ、難有奉存、年来之御
立願相解度奉存候、何とそ願之通御免被仰
付被遣候様に奉願候、此段宜被仰上可被下
候、以上

午七月廿五日

油屋丁
野上丁
江田丁

岩崎弥兵衛殿
山田藤兵衛殿
谷野与次兵衛殿
国広治兵衛殿
右前書之通御願申出候、先年御立願仕置候
処承知仕候、願之通御免被仰付被遣候様に
御沙汰被成可申遣候、以上

目代
岩崎藤兵衛
年寄
山田藤兵衛

同
谷野与次兵衛
同
河内弥五右衛門殿
国弘治兵衛

右之通申出候付、御輿買候儀は此間御免神事
之次第いか様に仕候哉と黒川十右衛門方御沙
汰相成付神幸之次第遂讚談候所、黒神織部差
出候覚書左之通之由に而十右衛門より差出候
付御当役江申達候処、願之通、当年より御免
被成候由、黒川十右衛門方申達候、左候而右
御免被成候間、三本松江神輿御幸御旅所場所
寺社方より乞合可有之候間、被遂吟味御免之
沙汰可有通、地山方福間与三左衛門方以手紙
申達候事

口上覚
一 権現三社当御影向は推古帝之時と相見へ申
候、於時之人祭之候
一 永応年中大内義弘殿同社再建立
右之両条伝記に相見へ申候

一 今度氏子共より宿願に付神輿(マ)寄府仕祭事三本

松江神輿御幸仕度由、尤此内寄進之銚・弓・

幟之類有掛之神器取揃御輿之前後に備へ右之地迄御幸相成様にと氏子共より相願儀御座候、尤往古之式も可有御座候へ共年古候へは古証も無之祭り事之式も相見へ不申候

一 三本松之儀は先年龍宮より之勅小船に乗り彼地来り里人に伝へて今に至迄本宮若宮と崇メ、号して年中二季に神祭仕候、尤伝記に相見へ申候、尤之由緒も有之候故、今度彼地迄御幸成り神供等備へ祭事仕候様にと氏子共望御座候、以上

九月四日

黒神織部

本宮仮之御神事

覚

大鞍 神馬 面

幟 獅々 鐘

銚 弓

社人

神幣頂戴

社人

これは、本宮権現祭礼において、「困究の氏子」であるため、長年賽銭を蓄財して資金とし、神輿を調達、愈々宿願の神輿が町へ繰り出す画期をとらえた記録である。本宮権現神職自らが応援し、本宮権現の由来にも触れ、伝記に頼つたという。なお、その伝記は前掲『防長寺社由来』第七卷（二一七頁）に掲載されている。

祭事は古証もなく式次第も判らず、神輿には「寄進之銚・弓・幟之類、有掛之神器取揃、御輿之前後に備へ」られたという。最終判断は当役に仰がれた結果、全て許可になった。

（史料2） *元文五年（一七四〇）閏七月十五日条

一 河合伴蔵申出候、当九月権現祭礼に付黒神織部（本宮権現の神職）

より左之通願出候

本宮大権現御祭礼、自今以後町並江神幸、去年之通被仰付被遣候様氏子中奉願候、此段宜御沙汰被成可被下候奉願候、以上

閏七月二日

黒神織部

本宮権現祭礼について — 神輿、町へ — (吉積)

河合伴蔵殿

本宮大権現祭礼自今以後町並江神幸被仰付被下候様に氏子中願出候由、黒神織部より以書附申出候付、御当役申達候処に先々之儀は只今難被及御沙汰候、先当年計去年之通神幸被指免候、尤地下造佐入等不仕さ、敷儀無之様可仕通御沙汰被成候様にとの御事
右之通河合伴蔵江申達候事

祭礼のとき、本宮権現御神幸は以前は自境内の中
に限定して催されていたことが分かるが、それを破
つて氏子が暮らす町なかへ跳び出して行ったことに
なる。

(史料3) *元文四年九月初日条

一黒川十右衛門申出候、本宮権現祭礼御幸之節、
随兵差出度通、油屋丁・野上丁・江田丁より相
願、西浜崎丁よりだんじり車仕度通、右何も願
書差出候、(内蔵殿、当職)内蔵殿申達候處、当年之儀ハ可被差
免候、併(ママ)敷儀に而先々町内之痛相成又ハ過
分目立候様成趣に候得ハ御吟味も可有御座候
間、改遂讀談候上被差免之通沙汰可被仕通、十

右衛門へ申達候事

御幸で随兵がまた新たに登場するので、「だんじり車」の使用を望んで、これまた認められた。ただし、藩府は「ざざ敷」つまり騒々しさをいましめた。氏子の祭礼への熱い思いはさめたらうか。

(史料4) *延享四年(一七七七)九月七日条

一河田(寺社町奉行)太郎兵衛申出候
御願申上候事

一本宮御祭礼に付随兵御供少シ成出シ車仕度奉
存候、御免被遣候様に御願被仰上可被下候、
此段奉願上候、以上

卯九月七日

油屋丁
野上丁

(徳山町目代)岩崎弥兵衛殿
(徳山町年寄)高橋次右衛門殿
(徳山町年寄)河村彦市殿
(徳山町年寄)国広治兵衛殿
右前書之通御願申出候条、御免被遊候様被仰
上可被遣候、以上

同日

岩崎弥兵衛
高橋次右衛門
河村彦市
国弘治兵衛

兼崎喜右衛門殿
(町奉行下代)

右之通願出候付相伺候処、当年之儀は願之通被差免候間、此段可被仰渡通太郎兵衛江申達候事

但此車祭山当年初テ也

さらに、延享四年には、本宮権現祭礼にも神輿に随兵が供ふことと「出シ車」の新たな設備が加わる。

(史料5) *宝暦元年(一七五一)九月八日条

一町奉行所へ左之通

明九日本宮権現祭礼に付、諸人町方江為見物罷出候者、於家々馳走仕候様相聞候、時節柄之儀、其上類焼之者共も数多有之儀に候間、為見物罷越候者へ馳走ヶ間敷儀一切不仕候様に手堅御申付被成候様にとの御事

九月八日

御蔵本

町御奉行所

右之通御沙汰相成候事

祭日の馳走に節約を求めて冷水を浴びせる藩府。

(史料6) *安永六年(一七七七)九月七日条

一片岡庄右衛門申出候

本宮権現御祭礼に付当年も踊山寄進仕候、毎歳八日之日も引来、当年も八日之日は三丁内中足馴仕度奉存候、御引せ被遣候様被仰上可被下候、此段奉願上候、以上

九月六日

西浜崎丁

油屋丁

本町年寄・目代中へ当ル

一権現御祭礼車山

右来ル八日昼為足馴、油屋丁より幸町之間踊申度奉存候、此段御免被遊被遣候は、難有奉存候、宜被仰上可被下候、奉願上候、以上

九月六日

西船町中

浜崎年寄・目代へ当ル

右之通申出候付、御当役申達候処、願之通

本宮権現祭礼について — 神輿、町へ — (吉積)

御免被成候間、此段御沙汰可被成通、庄右衛門へ申達候事

一 随兵 三町^(ママ) 油屋丁

野上丁
江田丁

一 車山 西浜崎丁

一 車山 油屋丁

一 花山 江田丁

一同 野上丁

一同 西浜崎丁 下端ノ組

右権現祭礼に付前書之通町々より指出申候之由届出候段、町奉行より申出候事

安永六年九月九日の本宮権現の祭礼時に繰り出す山車について、各丁ごとの山車等が明らかになるほか、西浜崎・油屋丁については、前日八日に「足馴」つまり事前の練習が認められており、祭事の盛り上がりと庶民の心意気が愈々鮮明になる。これを実行に移すためには、時間は勿論、資金も必要だったはずであり、停滞や「困究」などという言葉が不似合いに映るのである。

権現祭礼だけが特異だったのかどうか、他の祭礼との比較を後究としたい。

註

(1) 当該日記は全冊が残っているわけではなく、全体の残存率は82%。藩の改易(正徳・享保期)の前後で大いに異なる。改易以前では36%にとどまる。

(2) 拙文「宝暦期徳山藩祭市と芝居興行」『山口県文書館研究紀要』第23号 一九九六年。

(3) 遠石八幡宮神輿の更新に係る記事が見出されるので参考のため紹介しておく。因みに、この年末の売付米価格は、銀一〇〇目あたり二石三斗である。

(史料7) *享保十三年(一七二八)十一月晦日条

- 一 遠石八幡宮之神輿及破損再建立氏子中催奉加を以仕替申度之由、当夏五智輪坊黒神主膳願出、内蔵殿御間届勝手次第相整可然由被御指免、依之町方之分ハ五智主膳申談奉加仕候、地方之内氏子之分ハ左之通石貫ニシテ代官役本城九郎左衛門心入を以貫立せ相渡候由之事
- 一 銀貳百三拾六匁 徳山村
- 一 同貳拾五匁 くりや
- 一 同貳拾九匁 大島
- 一 同貳拾六匁 讓羽
- 一 同四拾八匁 せ戸
- 一 同三拾五匁 温見

一 同拾八匁五分

大藤谷

銀 四百七匁五分

但 四百目奉加銀七匁五分借用を以、当夏相渡候利
銀ニ払之由

(4) 徳山の海浜松林中には、東から新宮権現（東川の河口
左岸）・那智権現（橋本丁）・本宮権現（江田丁）が祀ら
れていた。東の遠石、西の富田古市それぞれまで、およ
そ一里の距離であつた。

(5) 宝暦元年九月初めに徳山で火災が発生したことが判明
するが、当該日記にはその状況が記述されていない。